相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区八幡六丁目一九番地一、最後の住所宮城県仙台市青葉区八幡六丁目八番一―四〇八号

被相続人　亡　鹿野富美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一七番二〇号グランドメゾン片平四階

相続財産管理人　弁護士　北爪　賀章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県石岡市上曽二四九一番地、最後の住所茨城県かすみがうら市下稲吉二六〇七番地八C―一〇七　被相続人　亡　宮　由隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

茨城県土浦市中央一―一三―三大国亀城公園ハイツ一〇一号髙田知己法律事務所

相続財産管理人　弁護士　若林　侑加

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市大小路一丁目二一二五番地一、最後の住所埼玉県所沢市小手指南一丁目九番地の三〇　被相続人　亡　熊野　基雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

埼玉県川越市大手町六番地五　中矢ビル三階　吉野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉野　匡彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区南品川四丁目五番、最後の住所千葉県東金市田間六一八番地二ダイアパレス東金第二、六一二

被相続人　亡　横地　澄江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目一八番三号千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス

相続財産管理人　弁護士　濟木　昭宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市ちはら台西三丁目八番地三、最後の住所千葉県市原市ちはら台西三丁目八番地三　被相続人　亡　宮崎　五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

事務所千葉県船橋市印内町五九三番地一号　ＮＳＴ第二ビル七階　西船橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸田　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区北糀谷一丁目三二六番地、最後の住所東京都大田区西六郷一丁目四八番三号　被相続人　亡　荒井　利夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　仁史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小平市栄町一丁目八番地一、最後の住所東京都昭島市玉川町一丁目七番三号公団アパート三号館八一七号

被相続人　亡　岩口　義晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

事務所東京都新宿区新宿一―二六―一長田屋ビル五階ＴＯＫＹＯ大樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木下　泉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区富ケ谷一丁目一五五八番地、最後の住所東京都稲城市平尾三丁目三番地の四　被相続人　亡　小林貴久枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三三番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区小日向四丁目二番地、最後の住所東京都文京区小日向四丁目五番一〇―五〇一号　被相続人　亡　手塚　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

東京都千代田区神田神保町二丁目二一番一〇号高野ビル二階名古屋綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　名古屋聡介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区佃一丁目四八番地、最後の住所東京都足立区千住元町二九番六号

被相続人　亡　福岡　誠二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　池村　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄下郡真鶴町岩六一九番地、最後の住所神奈川県足柄下郡真鶴町岩六一九番地　被相続人　亡　簑島辨之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥一丁目一〇―二ダイアパレスＳＴ一階

相続財産管理人　弁護士　林　服子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区南町一一番地三、最後の住所川崎市川崎区渡田三丁目二番一五号江口山中ビル三〇一

被相続人　亡　齋藤　邦弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日

川崎市川崎区砂子一丁目一〇番地二ソシオ砂子三〇二　川崎エスト法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横田　朋佳

第45期決算公告

平成30年4月23日

宮城県仙台市青葉区昭和町2番38号

ホシザキ東北株式会社

代表取締役　丸山　暁

貸借対照表の要旨

（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,570,947
	固定資産	930,427
	合計	7,501,374
負債及び純資産の部	流動負債	4,284,941
	固定負債	728,992
	株主資本	2,487,441
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,387,441
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,362,441
	（うち当期純利益）	（420,435）
	合計	7,501,374